

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起 及び県内事業者向け相談窓口の設置について

(注意喚起)

- ・「武漢市への渡航歴」または「武漢市への渡航歴があり発熱かつ咳等の呼吸器症状を有する人との接触」した後、「2週間以内に発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状」がある方は、医療機関にその旨を申告して、マスクを着用し、速やかに受診してください。
- ・感染予防には、こまめな手洗いやマスクの着用が効果的です。過剰な対応は不要ですが、インフルエンザ予防と同様の対策を行うことが重要です。咳や呼吸器症状がある方は咳エチケットを心がけてください。
- ・従業員および利用者が利用できる手指消毒用エタノール等を設置してください。
- ・施設は清潔を心がけ、適宜、消毒用エタノール等で消毒してください。

(相談窓口)

1 県

担当課	相談内容	電話番号	相談受付時間 (土日祝日を除く)
中小企業支援課	総合窓口	077-528-3730	午前 8:30～午後 5:15
	融資制度	077-528-3732	

2 経済団体

機関名	電話番号	相談受付時間 (土日祝日を除く)
大津商工会議所	077-511-1500	午前 9:00～午後 5:10
長浜商工会議所	0749-62-2500	午前 8:30～午後 5:15
彦根商工会議所	0749-22-4551	午前 8:30～午後 5:15
近江八幡商工会議所	0748-33-4141	午前 8:30～午後 5:15
八日市商工会議所	0748-22-0186	午前 8:30～午後 5:15
草津商工会議所	077-564-5201	午前 8:30～午後 5:00
守山商工会議所	077-582-2425	午前 8:30～午後 5:15
滋賀県商工会連合会 (各商工会は別紙)	077-511-1470	午前 8:30～午後 5:15
滋賀県中小企業団体中央会	077-511-1430	午前 8:30～午後 5:15
滋賀県信用保証協会	077-511-1321	午前 8:45～午後 5:00

なお、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、よろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構、近畿経済産業局等においても相談窓口が設置されています。